

「会報」の発行に関する申合せ

岡山県大学図書館員研修会による会報の発行等に関しては、次のとおりとする。

- 1 岡山県大学図書館員研修会（以下「研修会」という。）が発行する会報の名称は、「岡山県大学図書館員研修会会報」（以下「会報」という。）とする。
- 2 会報は、研修会の会員に配付される。
- 3 会報は、年1回以上、B5版で発行する。
- 4 会報の編集・発行・配付は、委員長および委員が担当する。
- 5 会報に掲載される記事の著作権は、執筆者にあるものとする。
- 6 会報は、次の目的において電子化を可とする。
 - (1) 保存のため。
 - (2) 167号（平成27年7月23日発行）以降発行されるものを会員に配付するため。
- 7 過去に発行された会報（創刊号～166号）を電子化する際は、著作権者の許諾を得ることとする。

ただし、163～166号については、会員への配付目的で、限定的に電子化することについて許可をとっているため、この手続きの対象からは除く。
- 8 保存目的で電子化された会報のデータ管理は、委員長が行うこととする。
- 9 会報に掲載された記事をWebに公開する場合は、著作権者の許諾を得ることとする。
- 10 会報の配付は、電子化データを、原則、E-mailの添付で行うこととする。
- 11 会報は、印刷媒体でも保存し、管理は委員長が行うこととする。
- 12 その他の事項については、委員長・委員間で協議、対応するが、状況に応じて、会員にも諮ることとする。
- 13 この申合せの変更は、総会の議決による。

附則

この申合せは、平成27年8月9日から施行する。